



第4章 基本目標を実現するための 取り組み

この章では、基本目標を実現するための基本方針のもと、
市の取り組む施策、市民、滞在者及び事業者が
取り組む内容について整理しています。

第4章

4-1 市全体の取り組み

市の取り組む施策、市民、滞在者及び事業者が取り組む内容について、15の基本方針ごとに整理しています。



【1】地域から地球へ、みんなで地球を守っていくまち

◎重点プロジェクト

- 地球温暖化*対策実行計画を策定・推進し、市の事務・事業から排出する温室効果ガス*の削減に取り組んでいきます。
- 市民へ環境家計簿*運動などを推進し、省エネルギー意識の普及啓発に努め、温室効果ガス*の発生を抑制します。

◆環境指標と目標値

指 標	現状 (H21)		目標 (H31)	担当課
市の事務・事業から排出する温室効果ガス*の削減量(率) (CO ₂ 換算)	約5,689トン (H20)	→	H20比7%以上削減 (H26)	環境保全課
公用車の低公害車*導入率	10% (H20)	→	20%	財政課
環境家計簿*運動参加者数	23人 (H20)	→	100人	環境保全課

◆施策の体系

1. 地球温暖化を防止する

① 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化*対策の総合的推進
 家庭生活における二酸化炭素排出量削減対策の推進
 事業活動における温室効果ガス*排出量削減対策の推進
 交通における二酸化炭素排出削減対策の推進

② 省エネルギーの推進

市自らの率先行動の推進
 省エネルギー意識の向上

③ 新エネルギー等*の利活用

新エネルギー*の導入促進等
 新規技術（革新的なエネルギー高度利用技術）の導入促進等

2. 地球環境問題に取り組む

フロン*類の適正回収の推進
 オゾン層*保護、フロン*対策に関する啓発の実施

※「新エネルギー等」には、ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車などの革新的なエネルギー高度利用技術が含まれます。(37頁、コラム参照)

第4章

1. 地球温暖化を防止する

① 温室効果ガス排出量の削減

【市の取り組み】

■地球温暖化*対策の総合的推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●地球温暖化*対策地域推進計画を策定します。	環境保全課		
●地球環境問題の現状や温暖化防止に対する取り組みに関する情報を収集し、提供します。	環境保全課		
●地球環境問題に関する民間団体の活動やイベントの開催などを支援します。	環境保全課		

■家庭生活における二酸化炭素排出量削減対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●省エネルギー意識の普及啓発、温室効果ガス*の発生抑制を目的として、環境家計簿*運動を推進します。	環境保全課		
●地球にやさしい行動の実践を啓発します。	環境保全課		
●ごみの焼却による二酸化炭素の発生を抑えるため、ごみの発生・排出抑制を推進します。	環境保全課		

■事業活動における温室効果ガス*排出量削減対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●建物の断熱化や採光など、エネルギー効率の良い施設整備を推進します。	環境保全課		
●印刷物の再生紙などへの移行や、エコマーク*などの明記を啓発します。	環境保全課		
●道の駅でエネルギー消費量リアルタイム表示システムを導入します。	観光プロモーション課		

■交通における二酸化炭素排出削減対策の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●公用における交通手段を、可能な範囲で公用車から公共交通機関へ転換します。	財政課		
●市民や事業者等に対して公共交通機関についての情報を提供するとともに、もっと活用されるよう啓発します。	企画政策課 環境保全課		
●コミュニティバス路線の再構築を図ります。	企画政策課		
●関係自治体と構成する協議会等を通じ、国や県に広域幹線道路、地域幹線道路等の整備を要請し、整備を促進します。	建設課 建設部管理課		

基本目標を実現するための取り組み

●市道について、新設および改良を計画的、効率的に進めます。	建設課		
●関係自治体等と連携し、パーク＆ライド等により内房線、東京などと本市を結ぶ高速バス等の利便性の向上を図ります。	企画政策課 観光プロモーション課		
●商店街(旧町村のシンボリックな)照明の適正な管理を推進します。	商工観光課		

【市の取り組み】の実施状況について
 実施中
 5年以内に実施
 10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 環境家計簿*などを活用して省エネルギーに心がけ、温室効果ガス*の排出を少なくし、地球温暖化*対策に貢献します。
- 日常生活において節電に心がけます。
- 住居の断熱性等を向上し、冷暖房に要するエネルギー量を削減します。

【滞在者の取り組み】

- 市内の移動に際しては、できるだけ電車、バスなどの公共交通機関を利用します。

【事業者の取り組み】

- 省エネルギー、省資源など、温室効果ガス*の排出量の少ない事業活動を実践します。
- 事業活動によるごみの排出量を抑制します。

コラム

◇環境家計簿*について◇

環境家計簿*とは、簡単にいうと電気使用量やごみの量などから二酸化炭素(CO₂)発生量を計算できるようにした家計簿をいいます。

普段の生活の中で消費する電気、ガス、水道、ガソリンなどのエネルギーの使用量や支払金額を集計し、二酸化炭素(CO₂)の発生量(排出量)を計算することにより、二酸化炭素(CO₂)の排出を削減し、同時に家計費の節約にもつなげていこうというものです。

現在、市のホームページでは、この環境家計簿*を掲載しています。
(<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>) また、パソコンを使用しない人のために、手書き用の様式も用意しています。

環境家計簿*をつけることによって、環境問題への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルへの見直しを実行し、地球温暖化*の防止に努めましょう。

第4章

② 省エネルギーの推進

【市の取り組み】

■市自らの率先行動の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●地球温暖化*対策実行計画を推進します。	環境保全課		
●職員の環境意識の向上を図ります。	総務課		
●公共の建物の断熱化や採光など、エネルギー効率の良い施設整備を促進します。また、新たな建設の際にも断熱化や採光利用を図ります。	各施設管理課※1		
●市の事務・事業を進めるにあたり、省エネルギー型ライフスタイル、オフィススタイルへの転換や、省エネ対策を徹底します。	総務課 財政課		
●公共施設で使用する物品について、環境負荷の少ない製品の優先的な購入（グリーン購入*）を推進します。	全課※2		

※1：各施設管理課とは、各施設を管理している部署（課）のことを示します。

※2：全課とは、南房総市庁内全ての部署（課）のことを示します。

■省エネルギー意識の向上

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●市民・事業者に対し、省エネルギー型ライフスタイル、オフィススタイルへの転換や、省エネ対策について啓発します。	環境保全課		
●省エネルギーを推進するため、学識経験者などを招いた講演会やセミナーを開催します。	環境保全課		
●省エネ・自然エネルギー導入への助成・融資制度を検討します。	環境保全課		
●バイオマス*タウン構想などにより、地球環境への負荷の少ない産業の育成に努めます。	企画政策課 環境保全課		
●地域住宅計画などにより環境共生型公営住宅を建設します。	建設部管理課		
●水が有限であることや上水がエネルギー消費によって作られることを、様々な機会を通じて啓発します。	水道部管理課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 日常の生活において、使っていない部屋の消灯、見ていないテレビや使っていないパソコンの電源オフなど、節電に心がけます。
- エアコンの設定温度は、冷房は28℃以上、暖房は20℃以下にします。
- ヒートポンプ*給湯器といった省エネ商品や省エネ住宅、電気自動車などの省エネルギー型自動車や低公害車*など、環境に配慮した製品を購入、利用します。
- 住居の断熱性の向上を図ります。
- 徒歩や自転車の利用、公共交通機関の利用により、自動車の使用を極力控えます。
- 通勤時の自動車の相乗りなどを行います。
- 省エネルギーや環境問題の学習会やグループ活動へ参加し、知識を深めます。

【滞在者の取り組み】

- ホテルなどへの滞在中、あるいは事務所や学校等においても、使っていない部屋の消灯、見ていないテレビや使っていないパソコンの電源オフなど、節電に心がけます。
- ホテルなどへの滞在中も、エアコンの設定温度は、冷房は28℃以上、暖房は20℃以下にします。
- 市内を移動する時は、徒歩や自転車の利用、公共交通機関の利用により、自動車の使用を極力控えます。

【事業者の取り組み】

- 使っていない部屋の消灯、使用しないパソコンの電源オフ、設備の稼働時など、事業所活動の節電に心がけます。
- 事務所内の室温の設定温度は、冷房は28℃以上、暖房は20℃以下にします。
- 施設、設備等は環境や省エネルギーに配慮した設計にするとともに、機器等の購入にあたってヒートポンプ*を活用した高効率機器などの環境負荷の少ない省エネルギー型のものを選択します。
- 事業活動の各工程において、環境に配慮したエネルギーの有効利用を考えます。
- 自動車の使用を極力控えて公共交通機関を利用するとともに、自転車や徒歩の利用を図ります。
- 車両点検（空気圧、オイルなど）を適切に行い、自動車を使用する時はアイドリングや急発進、空ぶかしなどを行いません。
- 営業車購入の際は、電気自動車やハイブリッド車*など省エネルギー型あるいは低公害型のものを導入します。
- 環境問題や省エネルギー問題に取り組む組織体制を作るとともに、環境や省エネルギーに対する取り組み等の情報を消費者に提供します。

第4章

③ 新エネルギー等※の利活用

【市の取り組み】

■新エネルギー*の導入促進等

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●地域新エネルギービジョン*を策定します。	環境保全課		
●公共施設において、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電等を、自然環境・気象条件を考慮した上で実践します。	各施設管理課※1		
●新エネルギー*利用として可能性の高い、木質バイオマス*利用の普及・促進を行います。	企画政策課		
●新たな公共施設の建設の際は、太陽光発電、バイオマス*発電など、環境への負荷の少ない新エネルギー*の導入を促します。	各施設管理課※1		
●環境への負荷の少ない新エネルギー*に関する情報を収集し、提供します。	環境保全課		
●南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例に基づき、新設及び増設する事業所等に新エネルギー*装置の導入を促進するため奨励金を交付します。	商工観光課		

■新規技術（革新的なエネルギー高度利用技術）の導入促進等

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●公用车に電気自動車（燃料電池）、ハイブリッド車*など、クリーンエネルギー自動車を導入します。	財政課		
●ヒートポンプ*空調・給湯器など効率的なエネルギー利用を啓発します。	環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 太陽光や太陽熱を利用できる設備を設置するなど、再生可能なエネルギーの利用に取り組みます。
- ヒートポンプ*空調・給湯器を設置するなど、革新的なエネルギー高度利用技術利用に取り組みます。

【事業者の取り組み】

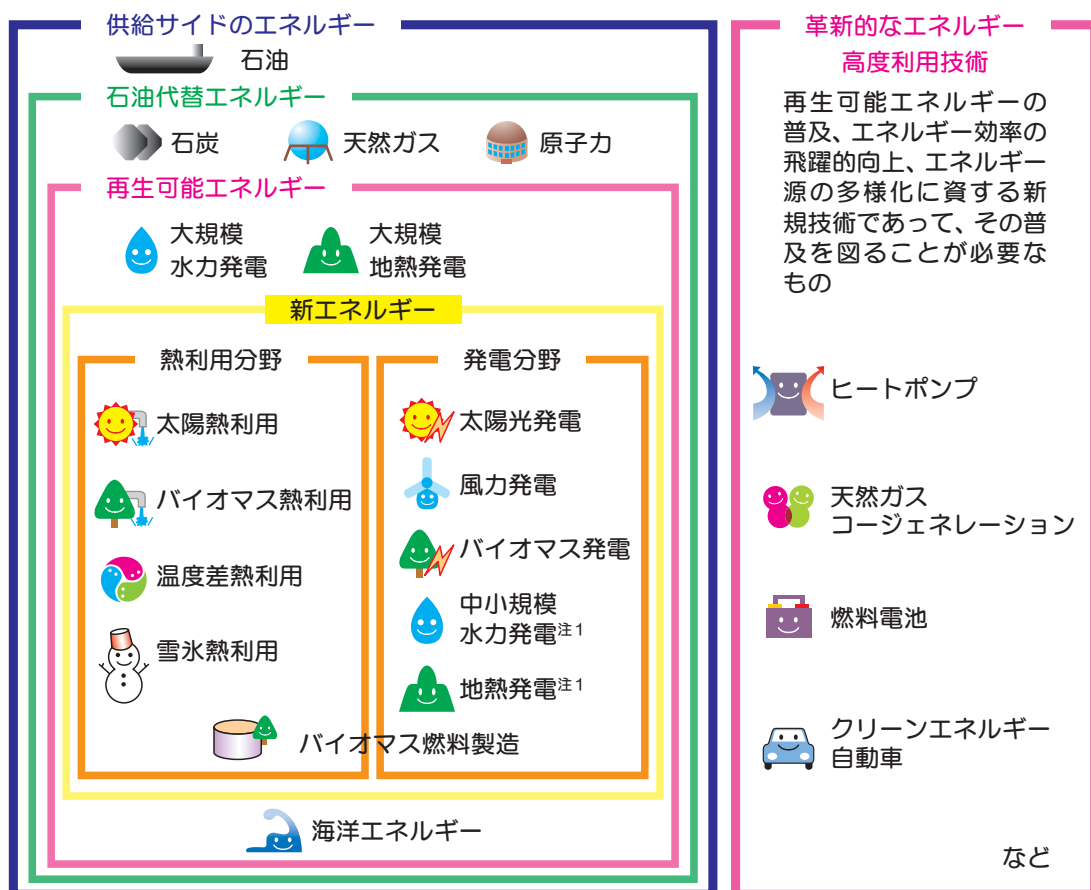
- 太陽光発電や太陽熱温水器などの新エネルギー*の利用に取り組みます。
- ヒートポンプ*空調（蓄熱式を含む）、ヒートポンプ*給湯器などの革新的なエネルギー高度利用技術に取り組みます。
- 木材や生ごみ、家畜ふんなどのバイオマス*エネルギー利用に積極的に取り組みます。

コラム

◇新エネルギー*について◇

新エネルギー*は純国産のエネルギーであるとともに、二酸化炭素を発生しないという優れた環境特性を有していますが、一般的にコストが高く、太陽光、風力といった自然条件に左右されやすいといった課題があります。このため、国では「新エネルギー*利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」が定められ、政府が積極的に導入拡大を図るべき対象として新エネルギーを規定しています。

平成20年1月に新エネ法が改正され、新エネルギー*は下図に示すように、再生可能エネルギーのうち特に導入を促進すべきエネルギー源として整理されています。一方で、天然ガスコージェネレーション*などは、新エネルギー*の定義から削除され、技術革新の進捗や社会の需要の変化等に応じて、「革新的なエネルギー高度利用技術」として普及促進を図ることとなりました。



注1：新エネに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する1,000kw以下のものに限る。

〈新エネルギーの分類〉

出典：NEDO「新エネルギーガイドブック」

第4章

2. 地球環境問題に取り組む

【市の取り組み】

■フロン*類の適正回収の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●指定業者へ、特定製品に係るフロン*回収・破壊法などに基づいた特定フロン*、代替フロン*等の回収・再利用・破壊について市民に周知を図ります。	環境保全課		
●公共施設における特定フロン*の撤廃に努めます。	財政課		

■オゾン層*保護、フロン*対策に関する啓発の実施

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●フロン*ガスなどのオゾン層*破壊物質の適正管理、回収等に関する情報を提供します。	環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 冷蔵庫やエアコンを廃棄する際は、家電リサイクル法*に基づき、適切なフロン*等の回収、処理を行っている業者に引き渡します。
- フロン*ガス等を使用した製品を廃棄する場合は、適切な処理を行う業者を選定し、引き渡します。

【事業者の取り組み】

- 冷蔵庫やエアコンを廃棄する際は、家電リサイクル法*に基づき、適切なフロン*等の回収、処理を行っている業者に引き渡します。
- フロン*ガス等を使用した製品を廃棄する場合は、適切な処理を行う業者を選定し、引き渡します。
- 特定フロン*、代替フロン*等を使用している製品を取り扱う場合は、法令に基づき回収、再利用、破壊の処理を適正に行います。